

漁獲番号等伝達システムを利用するメリット

① 漁獲番号発行、取引記録の負担軽減

システムには、パソコン、スマホ等からアクセスでき、取引相手、魚種（名称）、重量（数量）を指定して登録を実行するだけで、取引記録を保存すると同時に、取引相手に漁獲番号を通知することができます。

発番ルールに従って、他との重複がないように漁獲番号を付与し、販売システムで備考欄に記載する等してから取引相手に伝達するより業務負担は小さくなると思われれます。

② 漁獲番号の受取、次の伝達も容易

入荷登録時にQRコードを読み取ることで、漁獲番号だけでなく、該当する漁獲番号の出荷情報を元に他の必要情報も自動入力されるため、容易に登録できます。出荷登録時には、入荷済の漁獲番号から対象の漁獲番号を選択する方式となっていて、番号を手入力する必要なく、取引記録の保存、取引相手への漁獲番号等の伝達を容易に行うことができます。この面でも販売システムで管理するより業務負担が小さくなると思われれます。

③ 取引記録の保管を気にする必要なし

取引記録は、3年間の保存が義務付けられています。

これを紙伝票を保存することで行おうとすると大変ですが、漁獲番号等伝達システムをご利用いただくと、システムが少なくとも保存期限までは保持します。このような取引記録の保管に関する業務負担を軽減することができます。

④ 取引記録提出が容易、営業秘密保持

適法漁獲等証明書等の交付申請時に、水揚げ以降の全ての取引記録の提出が求められ、輸出業者の皆様は、取引を遡って取引記録を収集する業務負担が発生します。

その他の皆様には、取引記録を提供する業務負担に加え、取引先等の情報を開示する必要が生じます。

漁獲番号等伝達システムに取引記録を登録すると、国側でシステム上の記録を確認できるので、取引記録収集の業務負担、取引先等の情報開示の不都合を回避できます。

漁獲番号等伝達システムの情報、お問い合わせ

■ 漁獲番号等伝達システム（利用登録もこちらからできます）

<https://cnc.smartf.maff.go.jp/>

■ 水産庁ウェブサイト 紹介ページ

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/system.html>

■ お問い合わせ先

(ア) 漁獲番号等伝達システムの利用等
株式会社サンエクシード
メール：cncsystem@sun-exceed.com

(イ) 水産流通適正化制度
水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室
水産流通適正化制度担当
電話：03-3502-8111（代表）（内線6847）
03-6744-2519（直通）
メール：tekiseika_suisan@maff.go.jp